

●第157回奈良市国民健康保険運営協議会の質問に対する回答

質問事項	ご意見・ご質問内容	回答
<p>歳入科目の最後 ③催告・督促・納付相談等の日常的な滞納者対策に加え一部の滞納者には差押えの実施</p>	<p>差し押さえの実績件数を教えてほしい。</p>	<p>令和2年度滞納処分実績 3件 滞納額：3,517,000円 差押額・納付額：1,097,910円</p>
<p>後発医薬品の使用促進について</p>	<p>(公社)日本薬剤師会の8月発表によると、単月度比較(1月)と(7月)で後発品使用が薬局では10%の下げ幅となった。原因として、後発品製薬会社の販売中止並びに製造過程の不適切等にて、入手困難後発品が3173品目発生した。また、ジェネリック製薬協会の説明によると出荷調整品目が5000品目程度にのぼると説明があった。このような状況下ではあるが、薬剤師会としては、処方医との関係をさらに密接に、また研修や市民講座等の開催による奈良市との連携、市民をはじめ利用者へのジェネリック医薬品の丁寧な説明などを行い、さらに努力して目標の80%達成に努力していこうと考えている。</p>	<p>今回の被保険者証の記載の提案は、ジェネリック医薬品の利用もさることながら、被保険者や医療機関にジェネリック医薬品の現状にまず関心を持っていただき、各々ご認識していただいた上で、相談の機会などにより、さらに知識を深めていただくことも大きな目的とさせていただきます。薬剤師会におかれては、お忙しい中、引き続き奈良市のへのご協力をお示しいただき、誠にありがとうございます。</p>
<p>保険証の記載事項の追加について</p>	<p>記載事項の追加はジェネリック医薬品促進の観点から賛成します。現在職員共済で実施しているとのことだが、どのような効果、成果がでているか。被保険者証の変更はいつからか。ジェネリック医薬品の供給量の問題が昨今あるようだが、問題ないのか。</p>	<p>奈良県市町村職員共済組合に確認しましたところ、平成27年3月の導入時には50%前後であったものが、27年度中65%を超えるようになり、令和3年は80%前後の使用率となっているとのことです。被保険者証の変更は当協議会でご審議いただき、方向性が決まれば、予算要求の上、システム業者とのレイアウトの相談になります。関係各所調整の上、なるべく早く実現させたいと考えております。ジェネリック医薬品の供給量の問題は、国や県からの通知、報道等による情報などであり、詳細については把握しておりません。しかしながら、今回の被保険者証の記載の提案は、今後供給が正常化したときに、ジェネリック医薬品の利用もさることながら、被保険者や医療機関にジェネリック医薬品の現状にまず関心を持っていただき、各々ご認識していただいた上で、相談の機会などにより、さらに知識を深めていただくことも大きな目的とさせていただきます。また、変更は今後の使用促進にも寄与するものと考えております。</p>
<p>特定健診の受診率</p>	<p>「検診パスポート」を工夫して、医療と一緒に健診受診できないか。</p>	<p>検診(健診)は疾病の治療を行うものではないことから、パスポートにおいて、積極的に医療との関連を記載することは憚られると考えられます。ただし、特定健診に血液検査や尿検査が含まれることから、医療機関で体調を確認するための検査として活用するため、受診を呼び掛けていただくことがあるようです。</p>

<p>特定健診の受診率</p>	<p>令和3年度目標の37.7%の達成はコロナ禍の折かなり厳しいと思う。各薬局においても、ポスター掲示だけでなく、利用者に受診を直接促し、広報活動に協力しようと考えている。</p>	<p>令和3年度目標の37.7%は、平成30年に策定した『第3期奈良市特定健康診査等実施計画』において、コロナ禍を考慮せず設定されており、現状では大変厳しい目標であると認識しております。また、今年度からポスター掲示のご協力誠にありがとうございます。また呼びかけも効果的な手段であると考えております。引き続きご協力くださいますようお願いいたします。</p>
<p>重複投薬・多剤投薬・併用禁忌投薬対策事業について</p>	<p>重複投薬はかかりつけ薬局の啓発、多剤投薬は処方医との連携や患者情報の確認を踏りたい。また市と連携し、講演会や市民講座などを実施したい。ジェネリック医薬品の活用についても同様。</p>	<p>これらの事業については、国や県からも力を入れるようかなり強くご意見をいただいております。コロナ禍で、まだ、皆が集合する講演会等の実施は難しいですが、ご意見いただきましたように、何らかの啓発活動を薬剤師会様等と協働で行わせていただきたいと考えております。</p>